

Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式

1. 変更届等の提出要領・記載例

大学は、施行規則第21条第2項に基づき、課程認定後に教育課程を変更しようとする場合は、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。(大学が文部科学省に対して、変更届の提出又は報告を要する場合については、2ページ(2)変更届の提出の要否に記載のとおり。)

それぞれの場合における届出については、以下に記載の要領に沿って提出を行うこと。

- (1) 教育課程の変更届
- (2) 学科等の名称変更届
- (3) 学科等の入学定員変更届
- (4) 学科等の課程認定取下届

なお、変更届の提出に当たっては、各大学において「法令や審査基準などを満たしているか」、「書類に不備がないか」、「体裁が整っているか」等について必ず確認すること。

本手引きに記載された変更届の記入要領・様式は、平成31年度以降入学生用のものであり、平成30年度以前入学生に適用する教育課程(再課程認定に伴い自動取下げとなった課程も含む)の変更を行う場合においては、(5)旧法に基づく変更届に記載の要領により、旧法に基づく変更届を提出すること。

※平成30年度の課程認定に当たって留意事項が付された内容(附則第7項(幼稚園)、特例による認定(総合的な学習の時間の指導法、小学校の教職課程における外国語(英語)の指導法)に対する事後調査事項への対応は、変更届ではなく、別途連絡する事後調査対応届作成要領に従って対応すること。(事後調査対象の課程や教員であっても、事後調査事項以外の箇所の変更は、変更届にて行うこと。)

なお、平成30年度の課程認定に当たって留意事項が付されなかった内容を、留意事項が付される内容に変更すること(「領域に関する専門的事項」の科目を附則第7項適用の科目に置き換えること、総合的な学習の時間の指導法、小学校の教職課程における外国語(英語)の指導法について関連業績を有しない教員に変更すること)は認められないので留意すること。

(1) 教育課程の変更届

(ア) 変更届提出期限

- 次の表①～⑥の変更届提出期限：変更後の教育課程を実施する前
- 次の表⑦の変更届提出期限(平成33年度実施)：平成31年9月30日(月)までに必着

教育課程の変更届として提出する書類は、変更後の教育課程を実施する前に、文部科学大臣に提出しなければならない。

例えば、次の表①～⑥にかかる変更後の教育課程を平成32年4月から実施する場合は、平成31年度末までに提出することが必要である。(後期から専任教員の変更等がある場合には、後期の授業

が開始する前までに変更届を提出する必要がある。)

ただし、次の表⑦に該当し届出による変更を希望する場合においては、教職課程認定審査の確認事項 1 (1) ③に該当するか否かの確認及び記載事項等の不備確認を行う必要があるため、変更後の教育課程を実施する 2 年前の 9 月末日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

平成 33 年度開設予定の学科等については、平成 31 年 9 月 30 日 (月) までに、次の表⑦に関する変更届等を提出する必要がある。

なお、平成 32 年度開設予定の学科等で次の表⑦に該当し、平成 30 年 9 月 28 日 (金) までに次の表⑦に関する変更届を提出していない場合、又は、次の表⑦に関する変更届を提出した上で、教職課程認定審査の確認事項 1 (1) ③に該当しないと判断された場合は、課程認定申請の手続きを行うこと。

(イ) 変更届提出方法

111 ページを参照し、郵送により提出すること。提出期限を過ぎて届いたものについては無効とする。

また、教育課程の変更届のうち、次ページの表⑦を郵送する場合は、封筒の表に赤字で「教育課程変更届⑦ 提出」と記載すること。

(ウ) 必要提出書類

教育課程の変更届として、変更しようとする内容に応じて次ページの表に示す書類を提出すること。

なお、次ページの表において①～⑦の複数の場合に該当する大学は、「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」は、1 部提出すれば足りるため、複数枚に分けないこと。

(例) 一つの免許課程で授業科目の新設 (①) と「教育の基礎的理解に関する科目等」の専任教員の変更 (⑤) がある場合

- ・「かがみ」「変更内容一覧表」「理由書」「新旧対照表」… 1 部提出 (①と⑤で共通)
- ・「シラバス」… 新設科目 (①) に係るもの 1 部
- ・「履歴書」「教育研究業績書」… 変更した専任教員 (⑤) に係るもの 1 部

○:提出が必要、×:提出が不要、△:場合により提出の要否が異なる

変更内容	必要書類											
	かがみ	変更内容 一覧表	理由書 (様式任意)	届出をしよう とする大学の 課程の概要	新旧 対照表	シラバス ※1	各教科(保育内容)の指導法・ 教育の基礎的理解に関する科 目等・特別支援教育に関する 科目の専任教員		設置の前後に おける学位等 及び専任教員 の所属の状況	学則・履修 規程等 (開設年度から 適用するもの)	学則・履修 規程等 (従前適用し ていたもの)	組織改組対 照表 (様式任意)
							履歴書	教育研究 業績書				
① 授業科目を新設又は廃止する場合	○	○	○	×	○	△	△ ※2	△ ※2	×	×	×	×
② 授業科目の名称を変更する場合	○	○	○	×	○	△	×	×	×	×	×	×
③ 授業科目の単位数を変更する場合	○	○	○	×	○	△	×	×	×	×	×	×
④ 授業科目の履修方法(必修・選択必 修・選択)を変更する場合	○	○	○	×	○	△	×	×	×	×	×	×
⑤ 専任教員を変更する場合 ※5	○	○	○	×	○	△ ※3	△ ※5	△ ※5	×	×	×	×
⑥ 専任教員の職位(教授・准教授・講 師・助教)を変更する場合	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×
⑦ 教職課程認定審査の確認事項1(1) ③に該当し、変更する場合	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○ ※4	○ ※4	○

- ※1 シラバスは、新設・変更に係る授業科目のシラバスのみを提出すること。なお、科目の廃止の場合には、一律に提出は不要である。また、②～④の場合であっても、授業内容に変更がない場合には、提出は不要である。
- ※2 授業科目新設の場合で、専任教員が担当する場合にのみ必要である。
- ※3 専任教員の変更に伴って、授業科目内容を変更する場合には、当該科目のシラバスを提出すること。(担当の専任教員が変わっても、授業科目の内容に変更がない場合は、シラバスの提出は不要である。)
- ※4 免許状の種類(中学校及び高等学校の教諭の免許状に当たっては免許教科の種類)ごとに、免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」等と、左記に含めていない認定を受けようとする免許状に関連する科目が明確になるように、学則・履修規程等を着色して提出すること。
 (例) 同一学科等において中一種免(数学)、高一種免(数学)、高一種免(情報)の教職課程認定を受けている場合
 【中一種免(数学), 高一種免(数学)】
 ・免許法施行規則に定める教科に関する科目: 青色
 ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する科目に該当しない科目: 水色
 【高一種免(情報)】
 ・免許法施行規則に定める教科に関する科目: オレンジ
 ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する科目に該当しない科目: 黄色
- ※5 教員の履歴書・教育研究業績書の提出が必要となるのは、「担当する授業科目」と「専任教員の変更の内容」が以下の組合せの場合である。

専任教員の変更の内容 担当する科目区分	一種・二種の免許課程		専修の免許課程	
	教育の基礎的理解に関する科目等、各教科(保育内容)の指導法	特別支援教育に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等、各教科(保育内容)の指導法	特別支援教育に関する科目
(A) 専任教員を追加する場合	○	○	○	○
(B) 既に配置されている兼任教員・兼任教員を専任教員にする場合	○	○	○	○
(C) 既に配置されている専任教員の担当授業科目を追加する場合	○	○	○	○
(D) 専任教員を削除する場合	×	×	×	×
(E) 既に配置されている専任教員を兼任教員・兼任教員にする場合	×	×	×	×
(F) 既に配置されている専任教員の担当授業科目を削除する場合	×	×	×	×
(G) 専任教員の氏名の姓を変更する場合	×	×	×	×

- * 上記表にない「教科に関する専門的事項」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」の専任教員を変更する場合は、(A)～(C)の場合であっても当該教員の履歴書・教育研究業績書の提出は不要である。(変更届の提出は必要。)
- ※6 全ての課程において、兼任教員又は兼任教員を変更する場合には、変更届の提出は不要である。また、専修の免許課程以外の課程における「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の専任教員を変更する場合も、変更届の提出は不要である。

i) かがみ

<作成例>

(様式第1号 届出 (かがみ))

文書番号
① 平成〇〇年〇月〇〇日

文部科学大臣 ② 〇〇 〇〇 殿

設置者 〇〇 〇〇 ④ 印

③

〇〇大学の認定課程における学科等の
教育課程の変更について (届出)

このたび、平成〇〇年〇〇月〇〇日より、別添変更内容一覧表で示す内容について変更することを、別紙のとおり届け出ます。

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 設置者名欄には、変更届を提出する大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。
なお、設置形態により以下のとおりとする。
 - ・ 国立大学・・・当該国立大学法人の長
 - ・ 公立大学・・・当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
 - ・ 私立大学・・・当該私立大学を設置する学校法人の理事長
- ④ 印は、設置者本人の自筆署名がある場合には、省略可とする。

ii) 変更内容一覧表

(I 教育課程の変更届)

(変更内容一覧表)

変更内容一覧表

(C)

	(A) 学科等名	(B) 免許状の種類	教育課程の変更届の変更内容						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
			授業科目を 新設又は廃 止する場合	授業科目の 名称を変更 する場合	授業科目の 単位数を変 更する場合	授業科目の 履修方法 (必修・選択 必修・選択) を変更する 場合	専任教員を 変更する場 合	専任教員の 職位(教授・ 准教授・講 師・助教)を 変更する場 合	教職課程認 定審査の確 認事項1 (1)③に該 当し、変更 する場合
1	教育学部教育学科 児童教育専攻	幼一種免					○	○	
2		小一種免					○		
3	情報科学学部 情報科学学科	中一種免(数学)					(D)		○
4		高一種免(数学)					○		○
5		高一種免(情報)	○	○					○
6	工学部 機械工学科	高一種免(工業)	○				○	○	
(E) 7	工学研究科 機械工学専攻	高専免(工業)		○			○	○	

<記載上の注意>

(A) 「学科等名」の欄には、認定を受けている学部学科等名を記載すること。したがって専攻として認定を受けている場合は、学科名のみならず専攻名まで記載する必要がある。

(B) 「免許状の種類」の欄には、認定を受けている免許状の種類（中学校及び高等学校の教諭の免許状に当たっては免許教科の種類）を各々行を分けて記載すること。

ただし、特別支援学校の教諭の免許状に当たっては特別支援領域の種類は1行にまとめて記載すること。

(C) 「教育課程の変更届の変更内容」の欄には、該当する変更内容に「○」印を記載すること。

なお、複数の変更内容を同時に届け出る場合は、該当箇所全てに「○」印を記載すること。

- (D) 教職課程認定審査の確認事項1(1)③に該当し変更する場合において、共通開設科目にかかる変更を同時に届け出た場合であっても、今回の届出学科等以外の学科等にかかる変更届の提出は必要となるので、留意すること。(例えば、平成32年度改組に当たって、大学において共通開設している「教職に関する科目」の専任教員変更を含む、A学科にかかる変更届の変更内容⑦の書類を平成30年度に提出し、届出による変更が認められた場合においても、平成31年度中に、A学科以外の学科等にかかる「教職に関する科目」の専任教員変更の届出を行う必要がある。)
- (E) 学科等及び免許状の種類が複数ある場合は適宜行を追加すること。また、それに伴いA4用紙1枚に収まらない場合は枚数が増えても構わない。

iii) 理由書(様式任意)

当該変更が生じた理由を記載すること。

- (例)・教職課程認定審査の確認事項1(1)③のとおり、教職課程の教育課程、履修方法及び教員組織等が従前の学科等の教職課程と概ね同一であるとともに、教職課程認定基準等を満たしているため。

iv) 新旧対照表

認定課程における変更に係る科目（「教科（領域）及び教科（保育内容）の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」など）ごとに新旧対照表を作成すること。

イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）

(I 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

領域及び保育内容の指導法に関する科目の変更届新旧対照表											
① 大学名		〇〇大学（学部学科等の課程）				担当部局		④		担当者	
② 設置者名		〇〇〇〇				電話番号					
③ 大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号					
						e-mail					
⑤ 教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	⑥ 入学定員	⑦ 直近の認定年度	⑧ 認定を受けている免許状の種類（免許教科）		⑨ 新学則等の適用年度		⑩ 備考	
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-		平成〇〇年度		平成〇〇年度入学より適用する。	
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	幼一種免		-			
施行規則に定める科目区分等											
科目区分		各科目に含めることが必要な事項		⑪ 新			⑬ 旧			変更内容等	
				授業科目	単位数 必 選	専任教員 氏名・職名	履修方法	授業科目	単位数 必 選		
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	幼児と健康	2	〇〇〇〇教授		健康 I 健康 II	2 2	〇〇〇〇教授		名称変更 廃止
		人間関係	幼児と人間関係	2	△△△△講師		人間関係 I 人間関係 II	2 2	△△△△講師		名称変更 廃止
		環境	幼児と環境	2	××××准教授		環境 I 環境 II	2 2	××××准教授		名称変更 廃止
		言葉	幼児と言葉	2			言葉 I 言葉 II	2 2			名称変更 廃止
		表現	音楽表現 造形表現	2 2		⑭ 〇〇〇〇教授 ~~~~~	音楽表現 造形表現	2 2			
		領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		2			保育内容総論	2	(〇〇〇〇教授)		⑰
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)				(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位		●専任教員数 (合計) (新) 〇人 / (旧) 〇人			
⑯		・教員の免許状取得のための選択科目				(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位		●必要専任教員数 (新) 〇人 / (旧) 〇人			

⑦ ※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

※3 改正免許法施行規則附則第7項による認定から領域に関する専門的事項への変更については、事後調査対応届により報告すること。

□ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）

・改正施行規則附則第7項により幼小の科目を共通開設している場合においても、別葉で作成すること。

(I 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教科に関する科目の変更届新旧対照表											
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部局			担当者		
設置者名		〇〇〇〇				電話番号					
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号					
						e-mail					
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)	新学則等の適用年度	備考			
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-	平成〇〇年度	平成〇〇年度入学より適用する。			
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	小一種免	-				
免許法施行規則に定める科目区分		新				旧				変更内容等	
		授業科目	単位数		共通開設 学校種	専任教員 氏名・職名	履修 方法	授業科目	単位数		専任教員 氏名・職名
必	選		必	選							
国語 (書写を含む。)	国語	2	幼	〇〇〇〇教授		国語	2	〇〇〇〇教授		新設 新設 専任教員追加	
	小学国語Ⅰ	2		(〇〇〇〇教授)		小学国語	2	(〇〇〇〇教授)			
	小学国語Ⅱ	2		(〇〇〇〇教授)							
社会	社会	2				社会	2			新設	
	小学社会	2									
算数	算数	2	幼	〇〇〇〇准教授	⑫	算数	2	〇〇〇〇准教授		履修方法変更	
	小学算数	2		(〇〇〇〇准教授)		小学算数	2	(〇〇〇〇准教授)			
	2		(〇〇〇〇准教授)		2	(〇〇〇〇准教授)			
理科	理科	2		〇〇〇〇教授		理科	2	〇〇〇〇教授			
	小学理科	2		(〇〇〇〇教授)		小学理科	2	(〇〇〇〇教授)			
	2		(〇〇〇〇教授)		2	(〇〇〇〇教授)			
生活	生活	2	幼			生活	2				
	小学生生活	2				小学生生活	2				
	2				2				
音楽	音楽	2	幼	〇〇〇〇講師		音楽	2	〇〇〇〇講師			
	児童音楽	2		(〇〇〇〇講師)		児童音楽	2	(〇〇〇〇講師)			
	2		(〇〇〇〇講師)		2	(〇〇〇〇講師)			
図画工作	図画工作	4	幼			図画工作	2			単位数変更 廃止	
	2				児童図画工作	2		⑮		
家庭	家庭	2				家庭	2			履修方法変更	
	小学家庭	2				小学家庭	2				
	2				2				
体育	体育	2	幼	〇〇〇〇講師		体育	2	〇〇〇〇助教		職位変更 職位変更 職位変更	
	児童体育	2		(〇〇〇〇講師)		児童体育	2	(〇〇〇〇助教)			
	2		(〇〇〇〇講師)		2	(〇〇〇〇助教)			
●単位数	・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位				●専任教員数 (合計) (新) 〇人 / (旧) 〇人						
	・教員の免許状取得のための選択科目 (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位				●必要専任教員数 (新) 〇人 / (旧) 〇人						

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

<記載上の注意>

- ① 「大学名」欄には、変更に係る科目を有する認定課程の種類に応じて記載すること。(20 ページ①参照。)

(例)・大学学部学科等における課程 → ○○大学(学部学科等の課程)

- ② 「設置者名」欄には、変更年度(平成31年度に変更届を提出し、平成32年度から変更後の教育課程を開始する場合、変更年度は平成31年度である。)の4月1日時点における大学の設置者を記載すること。(法人名を記載することとし、法人の長の氏名は記載しないこと)。

- ③ 「大学の位置」欄には、変更に係る科目のある認定課程を有する学部学科等が所在する団地の所在地を記載すること。なお、当該団地が複数ある場合は、全ての団地の所在地と、それぞれに所在する学部学科等を記載すること。

- ④ 「担当部局」「電話番号」「FAX番号」「e-mail」「担当者」欄には、当該書類を提出した大学の教職課程担当者について記載すること。(変更する課程が複数ある場合であっても、大学の窓口としての連絡先を一つ記載することとなる。)

- ⑤ 「学部」「学科等」欄には、新旧それぞれの認定課程を有する学部学科等を記載すること。なお、該当のない項目については「-」を記載すること。

- ⑥ 「入学定員」欄には、学則に定める入学定員を記載すること。(記載に当たっては数字のみとし、単位(人)は記入しないこと。)※ 編入学定員、科目等履修生定員、臨時定員等は含めない。

- ⑦ 「直近の認定年度」欄は、「学科等名」欄に記載する学科等の認定年度を記載すること。

学部学科等の改組・再編を伴わない学科名称のみの変更を行った場合は、名称変更前の学科等の認定年度を記載すること。(直近の変更届提出年度及び課程認定申請年度ではないため注意すること。)なお、教職実践演習導入によるものではなく、教職課程全体の認定年度(平成10年改正による再認定年度を含む。)を記載すること。

直近の認定年度から、現在までの間に、改組を伴わない学科名称のみの変更を行っている場合には、以下のように、新旧対照表の欄外下に名称の変更年度を記載すること。

(例)・平成○○年度より、○○学科が○○学科へ名称変更済。

- ⑧ 「認定を受けている免許状の種類(免許教科)」欄には、今回変更を行う認定課程の免許状の種類、免許教科を記載すること。

記載に当たっては、免許状の種類に応じて略記すること。(20~22 ページ参照。)

- ⑨ 「新学則等の適用年度」欄には、変更に係る内容が学則・履修規程等に規定され、適用される年度を記載すること。なお、専任教員の変更や職位の変更のみであれば、学則・履修規程等に規定されている事項ではないため、同欄には「-」を記載すること。

⑩ 「備考」欄には、変更に係る内容が適用される学生の入学年度について記載すること。例えば、平成32年度入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「平成32年度入学生より適用する。」と記載すること。

なお、複数年度の入学生の教育課程に適用する場合は、該当年度の入学生に適用する旨（例えば、平成32年度・平成31年度の入学生の教育課程に適用する場合は、同欄に「平成32年度入学生及び平成31年度入学生に適用する。」）を記載すること。

また、全学年の教育課程に適用する場合は、同欄に「全学年に適用する。」と記載すること。

⑪ 「授業科目」「単位数」「共通開設」欄の記載に当たっては、「2. 様式の作成例及び記入要領」を参照して、同様に記載すること。なお、共通開設等における学科等名は「履修方法」欄に記載すること。

⑫ 複数の授業科目の中からいくつかの科目を選択必修とする場合、当該科目の単位数は「選択」欄に単位数を記載し、選択必修の旨を当該科目の「履修方法」欄に記載すること。

⑬ 「専任教員」欄は、各授業の担当教員のうち、専任教員の氏名を記載すること。（兼任教員、兼任教員の氏名は記載しないこと。）

一つの授業科目を複数の専任教員で担当する場合は、全員の氏名を記載すること。

⑭ 同一専任教員が複数の授業科目を担当する場合、これらの科目のうちいずれか一つの科目を除いて、当該教員の氏名・職名は括弧を付して記載すること。なお、例えば、幼稚園の教職課程における「領域に関する専門的事項」の専任教員は、3領域以上にわたり、それぞれにおいて1人以上を配置することが必要となっている。このことから、括弧を付けるに当たっては、適切な教員配置が行われていることが分かるように、配置が必要な科目において括弧を付さずに教員氏名を記載し、それ以外に括弧を付すようにすること。

⑮ 変更箇所については下線を引き、「変更内容等」欄に変更内容を記載すること。

変更する内容	新・旧欄の記載	「変更内容等」欄の記載
授業科目を新設する場合	「新」欄に記載された新設授業科目の名称と単位数に下線を引く。	「新設」
授業科目を廃止する場合	「旧」欄に記載された廃止授業科目の名称と単位数に下線を引く。	「廃止」
授業科目の名称を変更する場合	変更前・変更後の授業科目の名称に下線を引く。	「名称変更」
授業科目の単位数を変更する場合	変更前・変更後の授業科目の単位数に下線を引く。	「単位数変更」
授業科目の履修方法（必修・選択必修・選択など）を変更する場合	「履修方法」欄など、履修方法等を記載した箇所に下線を引く。	「履修方法変更」
専任教員を追加する場合 （兼任・兼任教員から専任教員への変更を含む）	「新」欄に記載された追加専任教員に下線を引く。	「専任教員追加」
専任教員を削除する場合 （専任教員から兼任・兼任	「旧」欄に記載されている専任教員に下線を引く。	「専任教員削除」

教員への変更を含む)		
専任教員を、A教員からB教員へ変更する場合	「旧」欄のA教員及び「新」欄のB教員の氏名に下線を引く。	「別の専任教員へ変更」
専任教員の職位(教授・准教授・講師・助教)を変更する場合	変更前・変更後の当該教員(職位含む。)に下線を引く。	「職位変更」

(例1) 授業科目「教育原理」を廃止して、授業科目「教育学概論」と「学校と教育の歴史」を置く場合

- ・授業科目「教育原理」 → 廃止
- ・授業科目「教育学概論」 → 新設
- ・授業科目「学校と教育の歴史」 → 新設

(例2) 授業科目「生徒指導論」と「進路指導論」を統合して、「生徒指導・進路指導論」を置く場合

- ・授業科目「生徒指導論」 → 廃止
- ・授業科目「進路指導論」 → 廃止
- ・授業科目「生徒指導・進路指導論」 → 新設

(例3) 授業科目「生徒指導・進路指導論」を分離して、「生徒指導論」と「進路指導論」を置く場合

- ・授業科目「生徒指導・進路指導論」 → 廃止
- ・授業科目「生徒指導論」 → 新設
- ・授業科目「進路指導論」 → 新設

- ⑩ 「●単位数」欄は、(新)(旧)それぞれに記載している授業科目の単位数を、「必修科目(選択必修科目の単位数を含む)」と「選択科目」に分けて記載すること。

各欄の単位数の算出方法は以下のとおり。

- ・「必修科目(選択必修科目の単位数を含む)」欄
= 必修科目欄の単位数合計 + 選択必修で最低限選択しなければならない単位数
- ・「選択科目」
= 選択科目欄の単位数合計 - 選択必修で最低限選択しなければならない単位数

- ⑪ 「●専任教員数(合計)」欄には、(新)(旧)それぞれに記載している専任教員数(実数)を記載すること。(「専任教員」欄に()を付さずに記載されている教員氏名の数と一致しているか確認すること。)

「●必要専任教員数」欄には、教職課程認定基準に規定されている、(新)(旧)それぞれの必要専任教員数を正確に記載すること。

- ⑫ 「専任教員」欄の記載に当たって、「今年度教員採用予定」など、不確定な内容を記載することは認められないため注意すること。また、(新)の教育課程等について、必要配置専任教員数を満たしているかどうか等、教職課程認定基準を満たしているかどうかを各大学において確認すること。

- ⑬ 当該課程の科目数が多く、新旧対照表がA4用紙1枚に収まらない場合は枚数が増えても構わない。

ハ 教科及び教科の指導法に関する科目（中・高用）

- ・中学校教諭の教職課程・高等学校教諭の教職課程は、免許教科が同じであるか否かに関わらず、別葉で作成すること。

<作成例>

(I 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表										
大学名		〇〇大学（学部学科等の課程）				担当部局				担当者
設置者名		〇〇〇〇				電話番号				
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号				
		e-mail								
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)	新学則等の適用年度	備考		
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-	平成〇〇年度	平成〇〇年度入学生より適用する。		
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	中一種免（社会）	-			
施行規則に定める科目区分等										
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	新		専任教員 氏名・職名	履修 方法	旧		変更内容等	
			単位数 必 選	共通 開設 学校 種 別 学 科			単位数 必 選	専任教員 氏名・職名		履修 方法
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 する 事 項	① 日本史・外国史	日本史概論	2	高 (地歴) 高 (地歴)	同	〇〇〇〇教授 (〇〇〇〇教授) (〇〇〇〇教授)	日本史概論	2	〇〇〇〇教授 (〇〇〇〇教授) (〇〇〇〇教授)	② 廃止 専任教員削除
		外国史概論	2				外国史概論	2		
		日本史Ⅰ	2				日本史Ⅰ	2		
		2				2		
		2				2	(〇〇〇〇教授)	
		地理学概論	2	高 (地歴) 高 (地歴)	同		地理学概論	2		
		地誌	2				地誌	2		
		自然地理学	2				自然地理学	2		
		人文地理学	2				人文地理学	2		
		2				2		
「法学、政治学」	法学概論	2	高 (公民)	同	〇〇〇〇准教授 (〇〇〇〇准教授) (〇〇〇〇准教授)	法学	2	〇〇〇〇准教授 (〇〇〇〇准教授) (〇〇〇〇准教授)	名称変更 履修方法変更	
	2			2				
	2			2				
	2			2				
「社会学、経済学」	社会学概論	2	高 (公民) 高 (公民)	同	〇〇〇〇助教 (〇〇〇〇助教) (〇〇〇〇助教)	社会学概論	2	〇〇〇〇助教 (〇〇〇〇助教) (〇〇〇〇助教)	単位数変更 職位変更 職位変更	
	経済学概論	2			2				
	2			2				
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	4	高 (公民)	同	××××講師 (××××講師) (××××講師)	哲学	2	××××助教 (××××助教) (××××助教)	単位数変更 職位変更 職位変更	
	2			2				
	2			2				
	2			2				
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目										
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	社会科教育法Ⅰ	2	高 (地歴)	他	××××講師	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	〇〇〇〇准教授	名称変更 別の専任教員へ変更 名称変更	
	社会科教育法Ⅱ	2			2				
	社会科教育法Ⅲ	2	高 (公民)	他	2				
	社会科教育法Ⅳ	2	高 (公民)	他	2				
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む) (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位				●専任教員数（合計）		(新) 〇人 / (旧) 〇人		
		・教員の免許状取得のための選択科目 (新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位				●必要専任教員数（教科に関する専門的事項）		4人		

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

〇〇〇〇 ... 一般的包括的な内容を含む科目

※3 専任教員数（合計）には「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の専任教員は含めないこと。

<記載上の注意>

- ① 「各科目に含めることが必要な事項」欄には、変更に係る科目のある認定課程の免許教科に応じて、施行規則第4条又は第5条表備考第一号に定める「教科に関する専門的事項に関する科目」の各事項名をそのまま正確に記載すること。
※ 同規則第4条又は第5条表備考第一号において「…(〇〇を含む。)」や「〔〇〇、〇〇〕」などのように、() や 「 」 で記載されているものもそのまま記載すること。
- ② 「新」欄・「旧」欄ともに、「授業科目」欄・「単位数」欄において、事項ごとに、一般的包括的な内容を含む授業科目は、その科目名称及び単位数のセルを灰色で塗ること。
※ 「一般的包括的な内容」とは、その学問領域をおおまかに網羅するものであり、特定の領域に偏っていないものである。(教職課程認定審査の確認事項2(1)参照)
(例) 中一種免(社会)の場合
その区分の一般的包括的な内容を、授業科目「日本史概論」及び「外国史概論」の二つの授業科目で満たす場合には、これら両方の授業科目名称とその単位数のセルを灰色で塗ること。
- ③ 教職課程認定基準の規定により、いわゆる「みなし専任教員」を置く場合は、当該教員の左側に「※」を付すこと。
- ④ 他学科開設科目及び共通開設科目を充てる場合の共通開設欄の記載については、「他」と記載し、開設学科名等を履修方法欄に記載すること。なお、教職課程認定基準に照らして適切であるかどうかを各大学において確認すること。
- ⑤ 上記以外の注意事項については、「イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目(幼稚園)」及び「ロ 教科及び教科の指導法に関する科目(小学校)」の「<記載上の注意>」を参照すること。

二 特別支援教育に関する科目

(I 教育課程の変更編)
(新旧対照表)

特別支援教育に関する科目の変更届新旧対照表

大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)			担当部署		担当者						
設置者名		〇〇〇〇			電話番号								
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇			FAX番号								
					e-mail								
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	近隣の認定年度	① 認定を受けている免許状の種類 (特別支援教育領域)	新学則等の適用年度	備考					
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-	平成〇〇年度	平成〇〇年度入学生より適用する。					
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	特支一種免(知・肢・病)	-						
免許法施行規則に定める科目区分		新	旧	変更内容等									
		授業科目	単位数 必選	中心 含む	専任教員 氏名・職名	履修 方法等	授業科目	単位数 必選	中心 含む	専任教員 氏名・職名	履修 方法等	変更内容等	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		障害者教育総論	2	知	〇〇〇〇教授 ××××講師		障害者教育総論	2	知	〇〇〇〇教授 (〇〇〇〇助教)		名称変更 別の専任教員へ変更	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理	2	知	〇〇〇〇准教授		知的障害者の心理	2	知	〇〇〇〇准教授		②	
		知的障害者の生理・病理	2	知	(〇〇〇〇准教授)		知的障害者の生理・病理	2	知	(〇〇〇〇准教授)			
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2	肢			肢体不自由者の心理・生理・病理	2	肢				
		病弱者の心理・生理・病理	2	病			病弱者の心理・生理・病理	2	病				
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育Ⅰ	2	知	肢	(〇〇〇〇准教授)		知的障害教育Ⅰ	2	知	肢	(〇〇〇〇准教授)	新設 職位変更 履修方法変更 職位変更
		知的障害教育Ⅱ	2	知	肢	(〇〇〇〇准教授)		知的障害教育Ⅱ	2	知	肢	(〇〇〇〇准教授)	
		知的障害者の言語障害指導	2	知	整	(〇〇〇〇准教授)							
		肢体不自由教育Ⅰ	2	肢	肢			肢体不自由教育Ⅰ	2	肢	肢		
		肢体不自由教育Ⅱ	2	肢	肢	〇〇〇〇講師		肢体不自由教育Ⅱ	2	肢	肢	〇〇〇〇助教	
		肢体不自由者の自立活動の理論と実際	2	肢	知	(〇〇〇〇講師)		肢体不自由者の自立活動の理論と実際	2	肢	知	(〇〇〇〇助教)	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱教育Ⅰ	2	病	知			病弱教育Ⅰ	2	病	知		単位数変更 単位数変更 単位数変更
		病弱教育Ⅱ	2	病	肢			病弱教育Ⅱ	2	病	肢		
		知的障害教育総論	2	知	肢			知的障害教育総論	1	知	肢		
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害教育総論	2	知			知的障害教育総論	1	知			名称変更 廃止 新設
肢体不自由教育総論			2	肢			肢体不自由教育総論	1	肢				
病弱教育総論			2	病			病弱教育総論	1	病				
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		視覚障害児の心理、生理、病理	2	視				視覚障害児の心理、生理、病理	2	視			名称変更 ③
		聴覚障害児の心理、生理、病理	2	聴				聴覚障害者の生理	2	聴			
		障害児の心理、生理、病理	2	LD			重複・言語・情緒・LD・ADHD	聴覚障害者の生理・病理	2	聴	肢		
		視覚障害児教育課程論	2	視				聴覚障害者の言語障害指導	2	視			
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		聴覚障害児教育課程論	2	聴				聴覚障害児教育課程論	2	聴			重複・言語・情緒・LD・ADHD LD・ADHD 廃止
		重複障害教育総論	2	LD				重複障害教育総論	2	LD			
		L D 等教育総論	2	LD				L D 等教育総論	2	LD			
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	障害児教育課程論	2	視	聴	肢	(〇〇〇〇教授)	障害児教育課程論	2	視	聴	肢	(〇〇〇〇教授)	履修方法変更
	L D 等教育総論	2	LD			(〇〇〇〇教授)	L D 等教育総論	2	LD		(〇〇〇〇教授)		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	教育実習	3			(〇〇〇〇教授)	教育実習	3			(〇〇〇〇教授)			
●単位数		●教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)			(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位	●専任教員数(合計)		(新) 〇人 / (旧) 〇人			●必要専任教員数 3人		
		●教員の免許状取得のための選択科目			(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位								

- ④
- 視覚障害者に関する教育の領域：2単位/8単位 (心理等：0単位/1単位、教育課程等：0単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)
 - 聴覚障害者に関する教育の領域：2単位/8単位 (心理等：0単位/1単位、教育課程等：0単位/2単位、心理・教育課程等：2単位)
 - 知的障害者に関する教育の領域：8単位/4単位 (心理等：4単位/1単位、教育課程等：4単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)
 - 肢体不自由者に関する教育の領域：8単位/4単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：6単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)
 - 病弱者に関する教育の領域：6単位/4単位 (心理等：2単位/1単位、教育課程等：4単位/2単位、心理・教育課程等：0単位)

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

<記載上の注意>

- ① 「認定を受けている免許状の種類（特別支援教育領域）」欄には、認定を受けている課程の特別支援教育領域に応じて、下記例のように記載すること。

（例1）

・視覚障害者に関する教育の領域	→	特支一種免（視）
・聴覚障害者に関する教育の領域	→	特支一種免（聴）
・知的障害者に関する教育の領域	→	特支一種免（知）
・肢体不自由者に関する教育の領域	→	特支一種免（肢）
・病弱者に関する教育の領域	→	特支一種免（病）

（例2）知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域

→ 特支一種免（知・肢・病）

- ② 「新」「旧」欄中、「中心」欄及び「含む」欄には、それぞれ各授業科目の「中心となる領域」又は「含む領域」を記載すること。

（記載に当たっては、36 ページ xi）特別支援教育に関する科目の⑦を参照すること。）

- ③ 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に開設する授業科目のうち、重複障害・言語障害・情緒障害・学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）のいずれかが含まれる科目は、「中心となる領域」欄に「LD」と記載すること。

あわせて、当該授業科目の「履修方法等」欄に、当該授業科目に含まれる障害を（例）のように略記すること。

（例）

- ・重複障害→重複
- ・言語障害→言語
- ・情緒障害→情緒
- ・学習障害→LD
- ・注意欠陥多動性障害→ADHD

- ④ 枠下の「※」については、36 ページ xi）特別支援教育に関する科目の⑦を参照すること。

- ⑤ 上記以外の記載については、「イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目（幼稚園）」及び「ロ 教科及び教科の指導法に関する科目（小学校）」の「<記載上の注意>」を参照すること。

ホ 教育の基礎的理解に関する科目等

(1 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教育の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表 (小)												
大学名		〇〇大学 (学部学科等の課程)				担当部局		担当者				
設置者名		〇〇〇〇				電話番号						
大学の位置		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇				FAX番号						
						e-mail						
教育課程を変更する学科等	新	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)		新学則等の適用年度		備考		
	新	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	-	-		平成〇〇年度		平成〇〇年度入学 生より適用する。		
	旧	〇〇学部	〇〇学科	〇〇	平成〇〇年度	小一種免		-				
免許法施行規則に定める 科目区分等 ④		新				旧						
科目区分	各科目に含める必要事項		授業科目	単位数 必 選	共通 科目 種別	専任教員 氏名・職名	履修 方法	授業科目	単位数 必 選	専任教員 氏名・職名	履修 方法	変更内容等
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育原論	2	小	〇〇〇〇講師 ①	1科目 選択必修	教育原論	2			履修方法変更 新設
			教育本質論	2	小							
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2	小			教職概論	2			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論	2	小			教育制度論	2	〇〇〇〇助教		職位変更
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		学習・発達論	2	小			学習・発達論	2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学	2				教育心理学	2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1				特別支援教育	1			
教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	2	小			カリキュラム論	2			名称変更	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	道徳の理論及び指導法		道徳教育の指導法	2		××××講師		道徳教育の指導法	2	××××講師		
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		(××××講師)		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	(××××講師)		
	特別活動の指導法											
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法論	4	小	(××××講師)		教育方法論	2	(××××講師)		単位数変更
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導	2		●●●●教授	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を 含む。	生徒指導・進路指導	2			専任教員追加
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		教育相談の理論と方法	2	小			教育相談の理論と方法	2			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法											
教育実践に関する科目	教育実習		教育実習事前事後指導	1				教育実習事前事後指導	1			
			教育実習	4				教育実習	4			
	学校体験活動											
	教職実践演習		教職実践演習 (幼)	2				教職実践演習 (幼)	2			
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目 (選択必修科目の単位数を含む)		(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位		●専任教員数 (合計)		(新) 〇人 / (旧) 〇人				
		・教員の免許状取得のための選択科目		(新) 〇〇単位 / (旧) 〇〇単位		●専任教員数 (各教科の指導法)		(新) 〇人 / (旧) 〇人				
						●必要専任教員数		(新) 〇人 / (旧) 〇人				

※1 当該学科等の名称変更をした場合は、「平成〇〇年度より、〇〇学科が××学科へ名称変更済」と欄外に記載すること。

※2 科目名称や単位、専任教員を変更しない箇所も上記記載例のとおり併せて記載すること。

※3 事後調査の対象となっている「総合的な学習の時間の指導法」の担当教員を変更する場合には、変更届ではなく事後調査対応届により報告すること。

<記載上の注意>

- ① 「専任教員」欄について、網掛け部分のそれぞれに、1人以上の専任教員を配置する必要があるため、1人以上配置されているかどうかを確認すること。なお、当該網掛けについては、学校

(例) 同一学科等において中一種免（数学）、高一種免（数学）、高一種免（情報）の教職課程認定を受けている場合

【中一種免（数学）、高一種免（数学）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する科目：青色
- ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する科目に該当しない科目：水色

【高一種免（情報）】

- ・免許法施行規則に定める教科に関する科目：オレンジ
- ・学則・履修規程上定められているが免許法施行規則に定める教科に関する科目に該当しない科目：黄色

vii) その他の様式

変更届に添付する「届出をしようとする大学の課程の概要」「シラバス」「履歴書」「教育研究業績書」「組織改組対照表」の記載に当たっては、Ⅱ. 課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領の各様式の記載要領を参照し作成すること。

届出※をしようとする大学の課程の概要	20 ページ～
シラバス	49 ページ～
履歴書	62 ページ～
教育研究業績書	64 ページ～
組織改組・再編対照表	81 ページ

※20 ページの「認定を受けようとする大学の課程の概要」の箇所を「届出を行おうとする大学の課程の概要」に変更して作成すること。

なお、認定申請を同時に行っている等により、届出を行おうとする大学の課程と認定を受けようとする大学の課程が混在する場合は、「届出を行おうとする免許状の種類（免許教科・領域）」欄に記載する認定申請中（予定）の免許状の種類に左側に「△」を付し、備考欄に認定申請中（予定）である旨を記載すること。

(2) 学科等の名称変更届

学科等の改組・再編を伴わずに学科等の名称を変更する場合は、下記様式を名称変更する年度の前年度中に報告すること。

大学名や法人名を変更する場合においても、本様式を適宜修正の上、提出すること。

なお、学科等の改組・再編を伴い学科等名称を変更する場合は、課程認定申請を行わなければならないが、申請とは別に、学科等の名称変更届を報告する必要はない。

<記載例>

(Ⅱ 学科等の名称変更届)

文書番号
① 平成〇〇年〇月〇〇日

② 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿

③ 設置者 〇〇 〇〇 印 ④

〇〇大学の認定課程を有する学科等の名称の変更について（報告）

このたび、平成〇〇年度より、認定課程を有する学科等の名称を変更したいので、下記のとおり、報告します。

記

学科等の名称	免許状の種類	学科等の新名称
〇〇学部〇〇学科	中一種免（国語） 高一種免（国語）	〇〇学部××学科

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、課程認定を有する学科等の名称の変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 設置者名欄には、認定課程を有する学科等の名称の変更届を提出する大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。

なお、設置形態により以下のとおりとする。

- ・国立大学・・・当該国立大学法人の長
- ・公立大学・・・当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
- ・私立大学・・・当該私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 印は、設置者本人の自筆署名の場合は、省略可とする。

(3) 学科等の入学定員変更届

学科等の入学定員を変更する場合は、下記様式を定員変更する年度の前年度中に報告すること。
(※学科等の名称変更と同時に行う場合には、新学科名称を記載し、学科名称変更届も提出すること。)

<記載例>

(Ⅲ 学科等の入学定員変更届)

文書番号
① 平成〇〇年〇月〇〇日
~~~~~

② 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿  
~~~~~

③ 設置者 〇〇 〇〇 印
~~~~~ ④

〇〇大学の認定課程を有する学科等の入学定員の変更について（報告）

このたび、平成〇〇年度より、認定課程を有する学科等の入学定員を変更したいので、  
下記のとおり、報告します。

記

| 学科等の名称   | 免許状の種類               | 旧入学定員 | 新入学定員 |
|----------|----------------------|-------|-------|
| 〇〇学部〇〇学科 | 中一種免（国語）<br>高一種免（国語） | 〇〇人   | 〇〇人   |

#### <記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、認定課程を有する学科等の入学定員の変更届を  
実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 設置者名欄には、認定課程を有する学科等の入学定員の変更届を提出する大学の設置者の職名及び  
氏名を記載すること。なお、設置形態により以下のとおりとする。
  - ・国立大学・・・当該国立大学法人の長
  - ・公立大学・・・当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
  - ・私立大学・・・当該私立大学を設置する学校法人の理事長
- ④ 印は、設置者本人の自筆署名の場合は、省略可とする。

#### (4) 学科等の課程認定取下届

学科等の課程認定を取り下げ場合は、取り下げを行う年度の前年度中に報告すること。

例えば、平成33年度以降の入学生の課程からは教職課程を置かないとする場合や、認定課程を有する学科等が平成33年度以降は学生募集を停止する場合は、平成32年度中に報告することが必要である。

なお、学科等の課程認定を取り下げることにより、当該課程を有する全学年の課程が廃止されるわけではなく、課程認定を取り下げた年度の前年度までの在学生の課程については、当該学生が卒業するまで当該課程の認定は継続する。

取り下げ後、継続する課程については、大学の責任において、適切な教職指導を行うように留意すること。なお、取り下げた課程についても、卒業生の免許状の取得状況及び就職状況に関する調査は対象となるので留意すること。(4年制大学の学部の場合は取り下げ後3年間、2年制の短期大学・大学院の場合は1年間。)

※ 取り下げた課程において、教育課程の変更や専任教員の異動等が生じた場合には、変更届を提出する必要はない。ただし、再課程認定に伴い自動的に取下げとなった教職課程の教育課程の変更が生じる場合においては、110ページ(5)旧法に基づく変更届に基づき変更後の課程が開始する前に変更届を提出すること。

<記載例>

(IV 学科等の課程認定取下届)

②

文部科学大臣 ○○ ○○ 殿

文書番号

① 平成○○年○月○○日

③ 設置者 ○○ ○○ ○○ ④ 印

○○大学の教員の免許状授与の所要資格を得させるための  
課程の認定取り下げについて(報告)

文部科学大臣の認定を受けた教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程について、下記のとおり、認定を取り下げたいので、報告します。

記

1 認定を取り下げる課程の名称及び免許状の種類

| 学科等の名称   | 免許状の種類               | 文書番号           | 文書日付      |
|----------|----------------------|----------------|-----------|
| ○○学部○○学科 | 中一種免(国語)<br>高一種免(国語) | ○○文科初第○○号<br>⑤ | 平成○○年○月○日 |

2 認定取り下げ時期  
平成○○年度入学生の課程より取り下げる。なお、これより以前の在学生の課程については、当該課程の学生が卒業するのを待って、教職課程を廃止する。

⑥

3 認定取り下げ理由  
平成○○年度に、○○学科及び××学科を廃止し、△△学科へ改組するため。

<記載上の注意>

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ、学科等の課程認定取下届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、変更届を実際に提出する時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 設置者名欄には、学科等の課程認定取下届を提出する大学の設置者の職名及び氏名を記載すること。なお、設置形態により以下のとおりとする。
  - ・国立大学・・・当該国立大学法人の長
  - ・公立大学・・・当該公立大学法人の長又は当該公立大学を設置する地方公共団体の長
  - ・私立大学・・・当該私立大学を設置する学校法人の理事長
- ④ 印は、設置者本人の自筆署名の場合は、省略可とする。
- ⑤ 「文書番号」欄は、認定書に記載された文書番号を転記すること。
- ⑥ 「取り下げ理由」欄は、学科等の課程認定を取り下げる理由を記載すること。

#### (5) 旧法に基づく変更届

平成30年度以前入学生に適用する教育課程の変更を行う場合においては、以下により変更届を提出すること。新法に基づく変更届とは別葉で作成すること。

##### (ア) 変更届の提出が必要な場合

89 ページの表①～④に該当する事由がある場合のみ提出が必要となる。

##### (イ) 変更届提出期限

変更後の教育課程を実施する前に提出すること。

##### (ウ) 変更届提出方法

111 ページを参照し、郵送により提出すること。ただし、新法に基づく変更届とは別の封筒に入れ、封筒の表に「旧法に基づく教育課程変更届 提出」と記載すること。提出期限を過ぎて届いたものについては無効とする。

##### (エ) 必要提出書類

様式、作成要領とも『教職課程認定申請の手引き（平成31年度開設用）』によるが、「専任教員氏名・職名」欄は空欄とすること。

## (6) 変更届の提出方法

変更届の提出は、提出する課程の種類に応じてそれぞれ別葉で作成すること。

また、大学学部等の中で複数の課程の変更がある場合であっても、それぞれの課程の担当ごとに提出するのではなく、大学学部全体を取りまとめて提出すること。

### <提出方法>

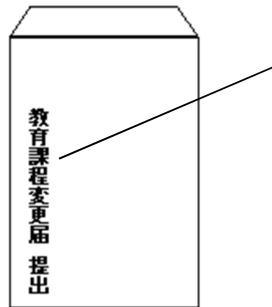
- ・郵送により提出すること。(文部科学省へ直接持参する必要はない。)
- ・封筒には、提出する届出の種類を赤字で記載すること。
- ・大学学部、大学院等の変更届を、まとめて一つの封筒で提出しても構わない。
- ・**提出する変更届の種類ごとに別々の封筒で郵送すること。**ただし、「学科等名称変更届」「入学定員変更届」「課程認定取下届」については、一つの封筒にまとめて提出しても構わない。

なお、「教育課程の変更届⑦」に「教育課程の変更届①～⑥」の内容が含まれている場合は、一つの封筒にまとめて提出すること。

### <提出先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課 教職課程認定係 宛



封筒の表に、提出する変更届出の種類(89ページ参照。)により、以下のとおり赤字で記載すること。

- (3)～(5)についてのみまとめて一つの封筒で提出しても構わない。
- (2)を届け出る際、(1)の内容が含まれている場合は一つの封筒にまとめて提出すること。(封筒には(2)のみを記載する。)
- (6)はそれ以外とは別の封筒で提出すること。

- (1) 教育課程の変更届①～⑥・・・「教育課程変更届 提出」
- (2) 教育課程の変更届⑦・・・「教育課程変更届⑦ 提出」
- (3) 学科等の名称変更届・・・「学科等名称変更届 提出」
- (4) 学科等の入学定員変更届・・・「入学定員変更届 提出」
- (5) 学科等の課程認定取下届・・・「課程認定取下届 提出」
- (6) 旧法に基づく変更届・・・「旧法に基づく教育課程変更届 提出」

### <書類の体裁>

- ・左側に二つ穴を開けること。
- ・変更届が複数枚の場合には、ホチキス又はクリップ等でとめること。(ファイルに綴らないこと。もし、クリップ等で止められない場合には、つづり紐でまとめること)

